

有限会社 ○○○○ (社名) 定款

平成 ○○ 年 ○ 月 ○ 日 作成
○○ 年 ○ 月 ○ 日 公証人認証
○○ 年 ○ 月 ○ 日 会社成立

定款

第一章 総則

(商号)

第1条 当社は、有限会社 ○○○○ と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ○○○○○○○○
2. ○○○○○○○○
3. ○○○○○○○○
4. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を
○○ 県 ○○ 市 ○○ 町 ○ 丁目 ○ 番 ○ 号 に置く。

(資本の総額)

第4条 当社の資本の総額は、金 ○○万 円 とする。

第2章 社員及び出資

(出資の口数及び出資1口の金額)

第5条 当社の資本は、これを○○口に分ち、出資1口の金額は、
金 ○万 円とする。

(社員の氏名、住所及びその出資口数)

第6条 社員の氏名、住所及びその出資口数は、次のとおりである。

(住所) ○○県 ○○市 ○○町 ○○丁目 ○○番 ○○号
○○ 口 (氏名) ○○ ○○

② 現物出資をなす者の氏名、出資の目的たる財産、その価格及びこれに対して与える出資の口数は、別紙のとおりとする。

第3章 社員総会

(社員総会)

第7条 当会社の定時社員総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に関き、必要に於じて、臨時社員総会を開催するものとする。

(招集)

第8条 社員総会は、社長たる取締役が招集するものとする。

② 社員総会を招集するには、会日より5日前に、各社員に対して、その通知を發することを要する。

(課長)

第9条 社員総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第10条 社員総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

(議決権)

第11条 各社員は、出資1口につき1個の議決権を有する。

(議事録)

第12条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の

要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印することを要する。

第4章 役員

（員数）

第13条 当会社には、取締役3名以内を置く。

（資格）

第14条 当会社の取締役は、当会社の社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

（取締役及び社長）

第15条 当会社に代表取締役を1名置き、取締役が2名以上の場合は互選によって定めるものとする。

② 代表取締役は社長とする。

（役員報酬）

第16条 取締役の報酬は、社員総会の決議を持って定める。

第5章 計算

（営業年度）

第17条 当会社の営業年度は、毎年 ○ 月 ○ 日から翌年 ○ 月 ○ 日までの年1期とする。

第6章 附 則

（最初の役員）

第18条 当会社の最初の役員は、次のとおりとする。

取締役 ○○ ○○

（最初の営業年度）

第19条 当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から

平成 ○○ 年 ○ 月 ○ 日 までとする。

（解散事由）

第20条 当会社は、資本の総額を300万円以上とする変更の登記又は株式会社、合名会社若しくは合資会社に組織を変更した場合にすべき登記の申請をしないで設立の日から5年を経過したとき又は新事業創出促進法だい10条の2の規定により同法第10条第1項の確認を取り消されたときに解散する。

（準拠法令）

第21条 この定款に規定のない事項は、すべて有限会社法その他の法令によるものとする。

以上 有限会社 ○○○○ を設立するため、
この定款を作成し、社員がこれに記名押印する。

平成 ○○ 年 ○ 月 ○ 日
社員 ○○ ○○

(定款別紙)

現物出資をするものの氏名、出資の目的たる財産、その価格及びこれに対して与える出資の口数は、次のとおりとする。

1 現物出資者の氏名

〇〇 〇〇

2 出資目的たる財産の表示及びその価格

パーソナルコンピュータ

商品名 〇〇〇〇

シリアルナンバー 〇〇〇〇〇〇〇〇

この価格 金 〇万 円也

商品名 〇〇〇〇

シリアルナンバー 〇〇〇〇〇〇〇〇

この価格 金 〇万 円也

プリンタ

商品名 〇〇〇〇

シリアルナンバー 〇〇〇〇〇〇〇〇

この価格 金 〇万 円也

液晶ディスプレイ

商品名 〇〇〇〇

シリアルナンバー 〇〇〇〇〇〇〇〇

この価格 金 〇万 円也

以上の価格の合計 金 〇 万円

3 以上に対して与える出資の口数 〇〇 口